

綾瀬市中小企業退職金共済制度奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における中小企業の振興並びに従業員の福祉増進及び雇用の安定を図るため、中小企業退職金共済制度を奨励し、中小企業者等が負担する退職金共済掛金の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 前条に規定する補助金（以下「奨励補助金」という。）の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する退職金共済契約を締結した中小企業者（以下「共済契約者」という。）とする。

(1) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく勤労者退職金共済機構（以下「共済機構」という。）が実施する一般の中小企業退職金共済業務

(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体である綾瀬市商工会（以下「商工会」という。）が実施する退職金共済業務

2 前項の規定による奨励補助金の交付を受けようとする者は、市内において事業を営み、既に納期の経過した分の市税を完納していなければならない。

3 第1項の規定による奨励補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当しない者とする。

(補助金の額)

第3条 奨励補助金の額は、共済契約者が雇用する従業員のうち共済機構又は商工会から退職金を受けるべき従業員（以下「被共済者」という。）のために支払った退職金共済掛金の10パーセント以内とし、100円未満は切り捨てた額とする。ただし、被共済者1人当たり月額共済掛金が5,000円を超えるものは、これを月額5,000円として算定する。

(補助の期間)

第4条 奨励補助金の交付期間は、共済契約者が共済契約を締結した日の属する月から起算して60箇月以内とする。

(交付申請)

第5条 奨励補助金の交付を受けようとする共済契約者は、前年中に支払が完了した退職金共済掛金について、規則に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、毎年市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 共済機構又は商工会と締結した退職金共済契約書の写
- (2) 個人別掛金内訳明細書（第1号様式）
- (3) 反社会的勢力に係る誓約書（第2号様式）
- (4) 役員等一覧表（第3号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第1号の書類について添付の必要がないと認めた場合に、それを省略させることができる。

（交付決定）

第6条 市長は、前条による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金交付の可否を決定し、中小企業退職金共済制度奨励補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（報告）

第7条 共済機構及び商工会は、その退職金共済について年4回以上報告を市長に提出するものとする。

（届出事項）

第8条 奨励補助金の交付を受けた者が、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、共済契約変更届（第5号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 共済契約者の変更があったとき。
- (2) 事業を休止又は廃止したとき。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の改正規定中「前年中に」とあるは、平成3年度分の補助金に限り、「4月1日から12月31日に」と読み替える。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第2号様式（第5条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所
商号又は名称
代表者役職名・氏名
電話番号

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与していること、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していること並びに当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っていることは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

第3号様式（第5条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

住 所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

電 話 番 号

役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所

※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。

また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。

個人の場合については、個人事業主を記入してください。

※ 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。

※ この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承下さい。

第4号様式（第6条関係）

中小企業退職金共済制度奨励補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付で申請のあった中小企業退職金共済制度奨励補助金の交付については、綾瀬市中小企業退職金共済制度奨励補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しました。

- 1 奨励補助金交付額 円
- 2 交付しない (理由)

第5号様式（第8条関係）

共 済 契 約 変 更 届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

名 称

代表者職・氏名

綾瀬市中小企業退職金共済制度奨励補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

変 更 事 項	1 共済契約者の変更 2 事業の休（廃）止	
変 更 年 月 日		
変 更 内 容	旧	
	新	